

令和2年11月18日

消費者委員会ヒアリングご説明資料

## JA全農の概要と食品表示基準の改正案に関する意見について

---

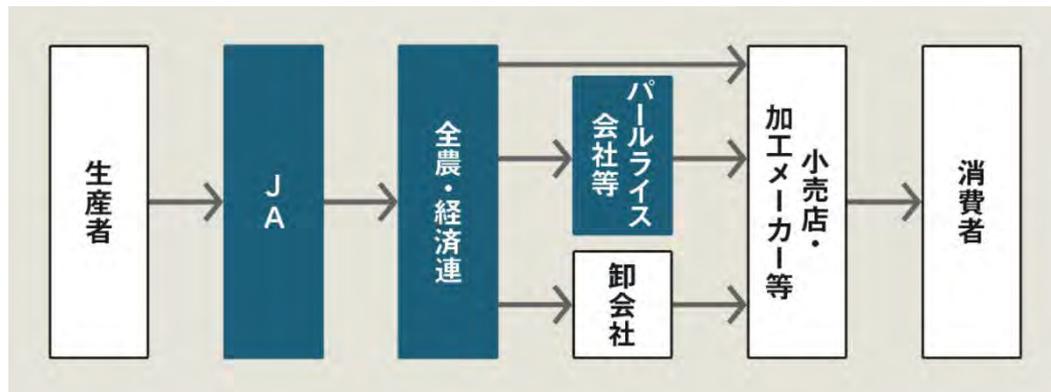
全国農業協同組合連合会（JA全農） 米穀生産集荷対策部長 栗原竜也



## 2. JA全農のご紹介② – JA全農の米穀事業 –

- 米穀事業では、生産者からJAを通じて集荷したお米を、米加工メーカーや米卸・外食・量販店等のお客様へお届けしています。また、お客様のニーズをふまえた生産提案を行い、契約栽培を拡大するなど、生産者の経営安定とお客様への安定供給をすすめています。
- 全農の取扱うお米は、農産物検査を受検した検査米のみ（選別後のふるい下米を除く）です。
- JAグループは農産物検査機関および流通業者として、表示根拠の明確な検査米を消費者にご提供し、お米の表示や流通への信頼を確保することを通じ、生産者の手取り向上をはかっています。

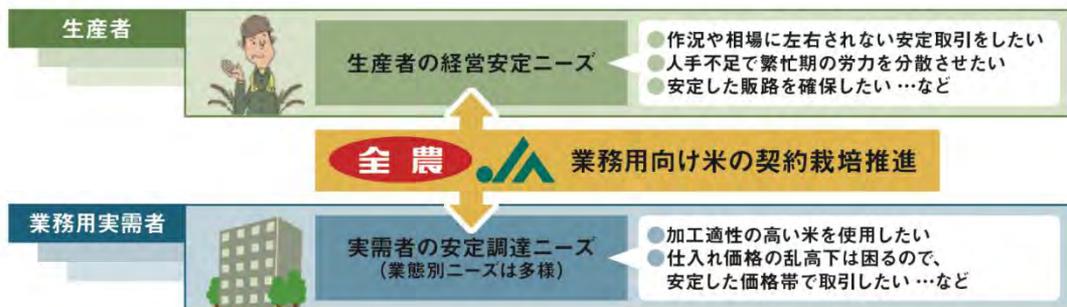
全農が取扱う米の主な流通経路



実需者との出資・業務提携

- ・スシロー：回転すし
- ・木徳神糧(株)：大手米卸
- ・サトウ食品(株)：包装米飯・包装もち
- ・(株)結わえる：パックご飯

生産提案型事業



農産物検査の実施状況

	JA グループ	全体
登録検査機関数 (令和元年度)	459組織	1,739組織
農産物検査員 (令和元年度)	12,950名	19,403名
米の検査数量 (平成30年産)	3,622千ト	4,932千ト

### 3. 食品表示基準の改正案に関する意見① – 制度設計のあり方について –

- 農産物検査を受検していない原料玄米（未検査米）を原料とする精米等の表示については、農産物検査とは異なり第三者証明ではないので、不適正表示を防止し消費者の利益や表示への信頼性を確保できるように制度設計すべきです。
- また、規制改革実施計画における「農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にする」との趣旨をふまえ、農業者以外の販売者に対しても、農業者と同等の表示の信頼性を義務付けるよう、制度設計すべきです。

#### 農産物検査と表示

##### 検査米

- 国の要領等にもとづき登録検査機関が産地・品種・産年等を確認

第三者性  
に相違

##### 未検査米

- 農業者による産地・品種・産年等の自主検査（自己申告）

#### ○平成23～25年に食品表示部会で審議

- ・米穀関係団体、消費者団体及び登録検査機関に対して、品種、産年等の表示に関する意見聴取を行い、農産物検査法の証明によらない品種、産年表示の証明方法について検討。
- ⇒ 農産物検査法と同様の第三者のチェックを伴う認証や、DNA分析等による科学的分析等に伴う証明の手法などが提案されたが、第三者チェック等は現行の農産物検査よりかなりコストが高くなり利用者が見込めないこと等から、**実行性が見込める新たな検査証明の仕組みを構築することは困難だと判断し、審議を終了。**

（出典：消費者委員会 第60回食品表示部会資料「食品表示基準の一部改正について」）

#### 規制改革実施計画

（令和2年7月17日閣議決定、抜粋）

農産物検査規格については、多様化する米の流通形態に対応し、それぞれの流通ルートや消費者ニーズに即したものに**見直す**ことで、**農業者の所得向上**につなげていく必要がある。このため、現在の農産物検査規格の在り方について以下の4つの観点から見直しを行う。

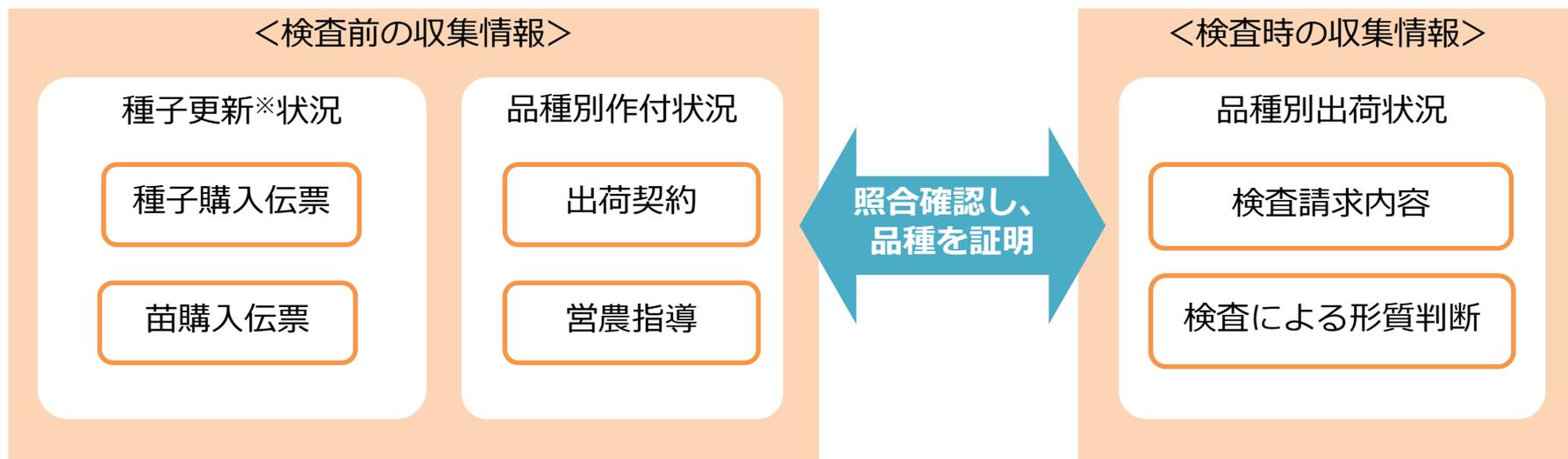
- ① **農業者の**創意工夫がより発揮されるようにすること
- ② **農業者に**多様な選択肢（自主検査含む）が提供されるようにすること

⇒ 農業者の所得向上という主旨をふまえ、**農業者と農業者以外の販売者とのイコールフットイング**（同等の表示の信頼性）を確保すべき

## 4. 意見② – 未検査米への3点表示にあたっての義務付けについて –

- 今回の改正案においては、未検査米であっても、当該産地、品種または産年の根拠を示す資料を保管している場合は3点表示を可能とする、とされています。
- 農産物検査は第三者である検査機関が、種子の購入履歴、営農計画等の作付情報等により客観的に産地、品種または産年の証明を実施し、それにより消費者に表示の信頼性を担保してきました。
- 未検査米への3点表示にあたり、不適正表示の発生を防止するため、販売者（農業者も含む）自らが農産物検査と同様の客観的な根拠資料を確認することを義務付けるべきです。
- また、具備すべき根拠資料として、例えば原料玄米の生産者の種子・苗購入伝票、営農計画等の作付情報等、具体的に明示すべきです。

### 農産物検査における品種関連の根拠情報

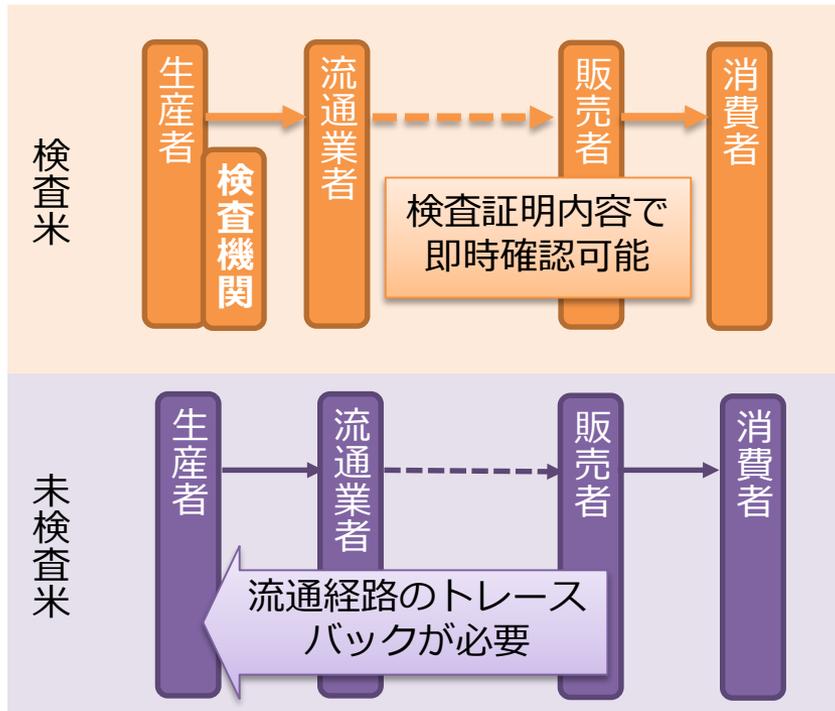


※種子更新：品種の特徴を維持し、病害等による生産性低下を予防するため、専用の体制で生産された種子を使用すること

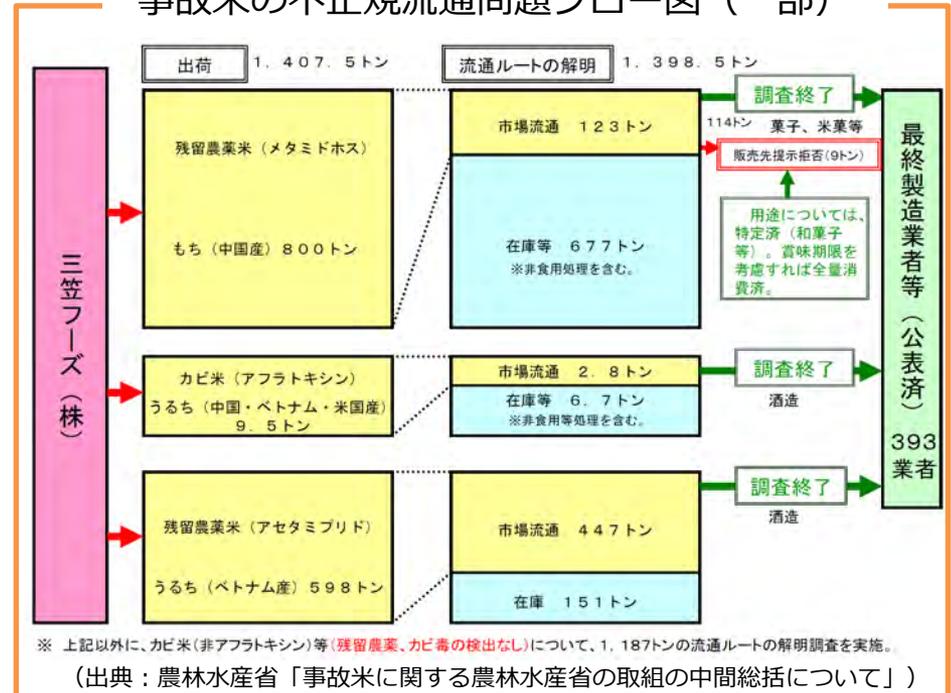
## 5. 意見③ – 表示の根拠資料の保管について –

- 未検査米への3点表示にあたり、万が一、問題が発生した際の消費者への迅速な情報提供や原因究明に向け、未検査米も検査米と同様、表示の根拠資料を即時に確認するために、販売者が販売開始から販売後一定期間まで、根拠資料を保管することを義務付けるべきです。
- 原料玄米は商品特性上、複雑な流通経路を経ており、平成20年に判明した非主食用の事故米の不正規流通問題を経て米トレーサビリティ制度が整備され、流通経路の遡及は可能になったものの、問題が判明した場合には表示根拠の確認に時間を要する可能性があります。

表示根拠の即時確認



事故米の不正規流通問題フロー図（一部）



⇒ 実態はさらに複雑な流通経路を経ていることがと想定される。

## 6. 意見④－行政機関によるチェック・根拠の表示義務付けについて－

- 消費者や流通業者等の関係者に制度の見直しの趣旨と内容を周知すべきです。
- 未検査米の3点表示に係る根拠資料の内容確認、保管が徹底され、不適正表示が防止され消費者の利益が守られるとともに、表示への信頼が確保されるため、根拠資料の整備・保管状況、内容等について、行政機関によるチェック体制をしっかりと強化すべきです。
- 検査米と未検査米との間に、3点表示の証明根拠の第三者性に相違がある以上、消費者が検査米と未検査米を明白に区別可能とするため、3点表示の証明方法の記載は任意でなく義務とすべきです。なお、行政機関のチェックを効率的に行うためにも、商品に表示根拠が明記されていることが必要です。

新たな表示制度を消費者へ提供するために



消費者が必要な情報を得て、  
選択できる仕組みへ

- ①制度の周知
- ②行政のチェック体制の強化
- ③証明方法の記載の義務化



農業者の努力と創意工夫が  
報われる仕組みへ



不適正表示が発生しない仕組みへ